

平成 28 年 2 月 19 日

## 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第 3 回) 追加意見と確認事項

日本公認会計士協会  
副会長 関根 愛子

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第 3 回)において、時間の関係で発言できなかった点等について、次の通り意見と確認事項をお送りします。

### 1. 事務局説明資料「Ⅱ-2 開示日程・手続に応じた選択肢の拡大」についての意見

この論点については、既に意見書を事前に提出し、配布させて頂きましたが、当日、いくつかが補足をして説明する予定でしたので、その点を太字で含め、以下に記載させていただきます。

このワーキング・グループでは、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していくため、企業と投資家との建設的対話の実現という観点から、効果的・効率的な情報開示や開示日程、手続のあり方について検討するものと理解しております。そして、これを実現するための方策として、確報としての事業報告・計算書類と有価証券報告書の一体的開示及び監査の一元化、有価証券報告書の総会前開示の実現が重要であると考えております。

有価証券報告書の総会前提出に関しては、「株主及び投資者に対する経営者の説明責任をより徹底する観点から、金融商品取引法上の有価証券報告書・内部統制報告書を株主総会への報告事項とすべきである」とする金融審議会・我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループからの報告書に基づき、有価証券報告書が定時株主総会における株主の意思決定の参考になるものとの位置づけでの改正があったものの、実際に有価証券報告書を株主総会前に提出を行っている会社は極めて少ない実態となっております。しかしながら、**機関投資家からは、例えば、第 3・4 回 投資家フォーラム会合報告書(2015.11.30)**において、「有価証券報告書は株主総会前に開示すべき」とし、「有価証券報告書を先に出してもらえるのが、議決権行使する側としては一番ありがたい」という声があがっています。

有価証券報告書が総会の 1 日、2 日前ということではなく、十分な検討期間を確保したタイミングで開示される実務を促すためには、会社法上、例えば有価証券報告書提出会社については、有価証券報告書を計算書類に代えることができるといった制度とすることが考えられ、その際、個別の関連当事者注記等、会社法固有の開示項目についてもあわせて記載することとすれば、制度趣旨という観点からも問題は生じないのではないかと考えます。(その場合、印刷・郵送コストの負担が大きいということであれば、電子提供を可能とする制度や概要版の送付が有効となります。)また、この方法であれば企業情報をできるだけ一つにまとめて分かりやすい形で提供して欲しいとする投資家のニーズにも合致するものと考えます。

また、有価証券報告書の総会前開示を実現するためには、株主総会の 7 月開催(3 月決

算会社の場合)の実務を浸透させることが重要であり、これにより、総会議案の十分な検討時間の確保を通じた対話の促進や監査時間の十分な確保、総会開催日の集中緩和等に繋がるといった大きなメリットが存在するものと考えております。この点について、海外投資家からの声として、Erik Breen ICGN 議長が統合報告フォーラム (2015.12.2)において、「日本企業は3月末決算で6月株主総会となっており、決算から株主総会までの期間が短すぎる。欧州ではもっと長い。情報に基づく対話や議決権行使には時間の猶予が必要である。」と発言しています。また、企業からの声として、経済同友会が「企業と投資家の対話促進に関する意見」(2015.12)の中で、株主総会スケジュールの抜本的見直しとして、「電子化の促進により、株主の議案検討期間は現状より若干長くなるものの、大幅な拡大にまでは至らない。国際的に比較しても遜色のない議案検討期間を設けるには、株主総会スケジュールを抜本的に見直すことが求められる。」「長年続いてきた既存のスケジュールを見直すことは容易ではないが、まずは、企業、及び株主総会プロセスにおける様々な関係者の意識改革から始め、スケジュールの見直しに着手する。」と述べています。

なお、株主総会が7月開催(3月決算会社の場合)となる場合には、事務局説明資料に記載のある「大株主の状況」の記載時点を議決権行使基準日により、株主確定に係るコスト・事務負担の増加を防ぐという方向性に賛同致します。

また、前回、提出させて頂いた意見書にも明記して発言致しましたが、監査人の立場からは情報の信頼性を担保するための必要な監査時間(期間)の確保は必須と考えており、そのための方策としての法定開示書類の一体的開示や再興戦略改訂 2015 にも記載されている「実質的な監査の一元化」については、引き続き検討が必要であると考えます。この点についても、前述の経済同友会の意見書の中で、「年度情報開示の一元化」として、「会社法、金商法それぞれによる年度開示は、有価証券報告書・内部統制報告書の開示項目を限定した上で、事業報告・計算書類に統合するなどの方法により、一元化すべきである。これにより、両法による監査も一元化され、会社法監査の後に発生した事象に対する金商法監査での取り扱いの問題も防ぐことができる。」と述べられています。

以上のとおり、投資家あるいは作成者の中でも有価証券報告書の総会前提出や年度情報開示の一元化、監査の一元化を求める声も多く出ており、第3回で議論できなかった部分について、こうした声も踏まえての議論を行う必要があると考えます。

## 2. II-1-(2) 開示内容の整理・共通化・合理化②についての確認

第3回の会議の中で、事務局説明資料に、「事業報告は、」として、「会社法施行規則の内容を満たすのであれば、必ずしも経団連ひな型に従う必要は無く、有価証券報告書と同一の記載が可能であることを明確化する。」とあるが、計算書類についても同様との理解でよいか、その場合、比較情報やCF計算書のある有価証券報告書のフォーム(会社法固有の注記等は追加したもの)を利用してもよく、あるいは有価証券報告書のサマリーという形で可能との理解でよいかを確認しましたが、時間がなくなり確認ができませんでしたので、次回の会議で確認させて頂きたいと考えています。

以上